

1.申請の要件を確認する 新型コロナウイルス感染症に関連する給付金等の扱い

新型コロナウイルス感染症対策に関連する給付金等の扱い

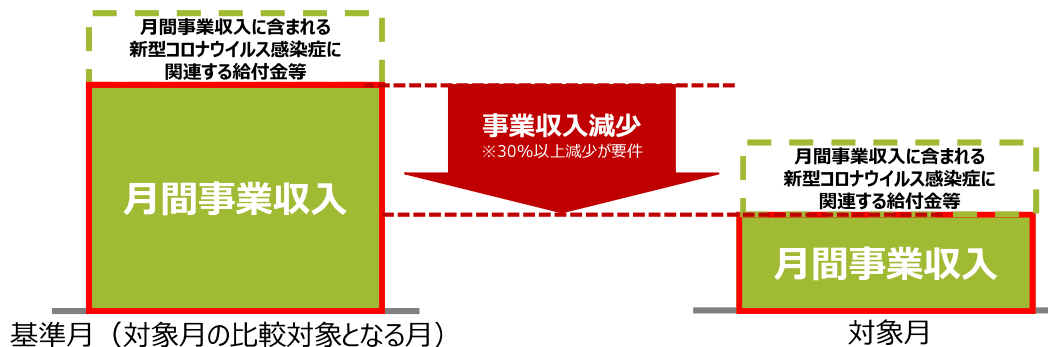
基本的なケース

対象月の該当性判断や給付額の計算に当たっては、各月の事業収入に、**新型コロナウイルス感染症対策として国又は地方公共団体による支援施策により得た給付金、補助金等（※）が含まれる場合は、その額を除きます。**

※ 事業収入に含まれるものの、算定上控除する給付金等としては、例えば以下が挙げられます。

- ・ 新型コロナウイルス感染症対策に関連する給付金・補助金等（持続化給付金、家賃支援給付金、一時支援金、月次支援金、J-LODlive補助金等）
- ・ 地方公共団体による休業や営業時間短縮の要請等（「時短要請等」）に応じた者への協力金等

■算定のイメージ（給付額の計算においても同様）



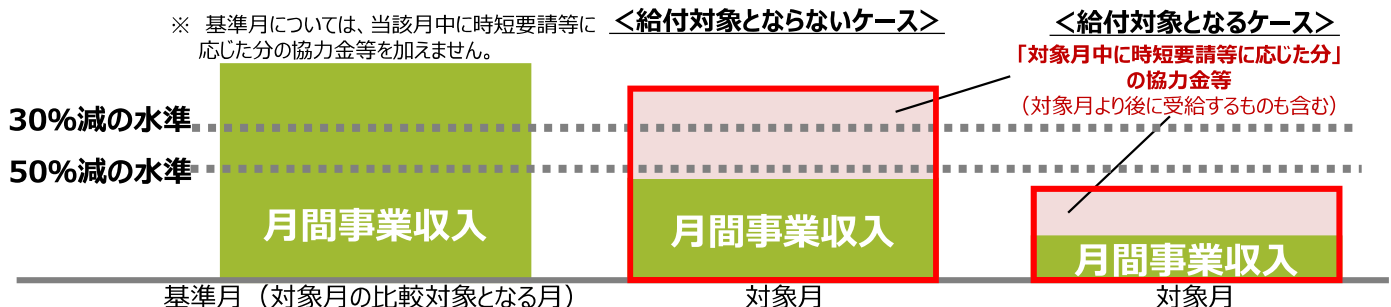
※対象月中に地方公共団体による時短要請等に応じている場合は、以下の対応も必要です。

対象月中に地方公共団体による時短要請等に応じている者の場合

対象月中に地方公共団体による時短要請等に応じており、それに伴う**協力金等（※1）を受給する場合**（受給しようとする場合を含む。）は、「**対象月中に時短要請等に応じた分**」に相当する額（※2※3）を、対象月の月間事業収入に加えます。

- ※1 時短要請等に応じた者に対しての給付で、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金のうち協力要請推進枠交付金が充てられるもの。（各協力金等が上記に該当するかは、当該地方公共団体のHP等をご確認いただき、不明な点は当該地方公共団体にお問い合わせください。）
- ※2 対象月中に受給するもののみならず、対象月以降に（対象月に時短要請等に応じた分として）受給するものも含まれます。
- ※3 協力金等を申請予定又は申請中であって給付決定前の場合、申請者が受給を見込む額又は申請額を用いることができます。

■算定のイメージ（給付額の計算においても同様）



※ 基準月については、当該月中に時短要請等に応じていた分の協力金等を加えません。

（参考）協力金等の協力期間が対象月の前月や翌月にまたぐ場合における、「対象月中に時短要請等に応じた分」に相当する額の算出方法
→ 「協力金等の一日当たりの単価 × 対象月中の協力日数」

例： 要請期間（1月21日～2月13日）の全日協力し、72万円（3万円×24日間（1月は11日間））の協力金を受給。事業復活支援金では1月（月間事業収入100万円）を対象月として選択。

受給した（ないし受給を見込む）給付金、補助金、協力金等について、その裏付けとなる書類（※）の追加提出を求める場合があります。

※書類の具体例：給付決定通知書、振込先口座の通帳 等